

# スキーヤーの事故と PL 法

福井大学 水 沢 利 栄

## A Study on Skiers' Accidents in Regards to the Product Liability Law

by

Toshihide Mizusawa  
*Fukui University*

### ABSTRACT

The purpose of this study is to identify the current problem of the responsibility for skiers' accidents in regards to the Product Liability Law (PLL). The PLL was enacted to provide relief to the victims of mishaps caused by defective products and has been in effect in Japan from July 1st 1995.

With the new PLL in effect, there is now a greater potential of liability claims against the manufacturers and providers of ski-related products (e. g., skis, ski-bindings, ski-boots, ski-wear, water-proofing spray, etc.) as a result of alleged defects that result in accidents and injury.

Manufacturers should make an effort to supply safer ski-equipment and skiing goods, with special care given to safe, fool-proof design and the availability of consumer-safety information.

Especially for the ski-bindings, it is necessary to take precaution to be in harmony with the specification S-B-B System (ISO 11088), because the work involved in mounting and adjusting the ski-bindings is considered 'processing' under the terms of the PLL.

Proper issuance of a workshop ticket is important to certify that the bindings have been properly mounted and adjusted by a certified technician. A release agreement could also be made available to consumers

to serve as a statement of the risks inherent in skiing, and this would help to eliminate as participants those persons not prepared to assume due risk. Whether or not the valid and complete the documents concerning the setting value of the ski bindings should be considered when reviewing an organization's overall risk management program.

## 要 旨

スキー靴、スキーウェア、サングラスなど様々なスキー用品が製造物責任法（PL法）と関わる可能性がある。メーカーは極力安全な用具の提供に努める必要がある。とくにビンディングに関しては、調整等の作業がPL法の「加工」に該当することから、ISOの規格に従う調整が重要となる。正確な調整作業を示す記録は、事故に際し調整者の責任を回避するために有効である。安全に関する十分な情報提供や説明表示がなされない場合、警告等の欠陥を問われることも考えられ、製造メーカーだけではなく販売店やレンタル店等の責任も問題になる。

同意書に関しては、決して訴訟の危険から販売店等を保証するものではないが、アメリカ、カナダにおいては、正しい手続きを踏み作成された同意書は法的にも効果があるとの判断がなされている。法制度が異なるとはいえ、わが国においても事故の訴訟に備えて記録の保存と正当な手続きによる同意書の活用について検討する必要がある。

### 1. はじめに

1995年7月1日より、わが国において製造物責任法が施行された。いわゆるPL法と呼ばれるこの法律は、英語の「Product」（製造物）と「Liability」（責任）の頭文字をとったもので「製造物責任」と訳されるものである。製造物責任（PL）法は、欠陥製品による事故から被害者を救済することを目的としたものであり、身近な製品と関わってくることから今後のわが国にお

る社会生活において大きな影響を与えるものである。

アメリカでは、1963年のGreeman対Yuba Power Product事件を契機として、製品に欠陥があればメーカーは責任を負うべきとする厳格責任（Strict Liability）の考え方が導入された<sup>9, 16, 25)</sup>。PL法は、現在ではアメリカをはじめEU諸国など約30カ国がすでに施行段階に入っており<sup>26)</sup>、わが国での制定は消費者保護とともに国際的調和という面からの要望、企業の自己責任原則の確立という背景もある。

アメリカでは、1990年の連邦裁判所における人身傷害のPL訴訟件数だけで18,839件（内訳：アスベスト13,809件、自動車589件、航空機191件、船舶277件、その他3,973件）にもものぼり<sup>26)</sup>、連邦裁判所以外の裁判所ではまとまった統計はないが、毎年十数万件ないし数十万件の製造物責任の訴訟が提起され、倒産する企業も続発しているといわれている<sup>10)</sup>。80万人を越える弁護士の数<sup>26)</sup>と成功報酬制、陪審制度、懲罰的損害賠償等アメリカ特有の裁判制度が訴訟社会、訴訟爆発という状況を生んでいる。わが国では、弁護士の数が1995年7月1日現在で15,641人<sup>26)</sup>であり、これまでの製造物責任に関する訴訟は薬害、公害、自動車や家電製品によるものが主で、その判決は1945年以降の50年間で187件<sup>10)</sup>ときわめて少ない。従来から製造物責任の紛争は、メーカーと個人による交渉や消費者センターなどを通じて相談、示談になっていたためと考えられるが、今後はPL法により国民の権利意識が高まり、訴訟による解決も増加することが考えられる。

国民生活審議会消費者政策部会最終報告（1994年12月3日）<sup>9)</sup>は、現状の司法制度の下ではアメリカのように訴訟社会に陥ることは考えられないが、「製造物責任危機」ともいえるような状況に陥らないよう十分注意していく必要がある、としている。

スポーツ活動中に発生する事故においても用具等はPL法と大きく関わる。製造物責任に関するアメリカのスポーツ事故の訴訟は、アメリカンフットボールのヘルメットやトランポリンの欠陥を問題にした例をはじめ多くの訴訟が提起されている<sup>1, 2, 3)</sup>。わが国において、スポーツ中の事故で製造物に関する責任が民法で問われたものとしては、バドミントンの柄が抜けて幼児が負傷し、販売業者の責任が問われた事件（1979年大阪高裁判決）<sup>30)</sup>、自転車で走行中ハンドルが破断し、男性が傷害を負いメーカーの責任が問われた事件（1994年東京地裁判決）<sup>31)</sup>、遊具用のそりに乗っていた女性がブレーキがきかずに障害物に衝突し負傷した事件で、販売業者等の責任を訴えたが請求棄却された事件（1991年名古屋高裁金沢支部判決）<sup>32)</sup>などごく少数である。

スポーツにはいかに最大限に安全に配慮しても、避けることのできない不可避的な本質的危険があり、スポーツに参加する者はこの危険性に積極的に挑戦し、そこにスポーツに参加する意義がある<sup>7)</sup>と考えられる。しかしスポーツ用具の欠陥が関係する事故に関しては、製造物責任の問題として把握でき、競技する者に用具の使い方や性質を十分に知らせる必要があり、用具に関する指示・警告上の欠陥も問題になる<sup>33)</sup>と捉えられる。

わが国におけるスキーは、スキー参加人口が1994年には1.670万人にもものぼり<sup>34)</sup>、国民の代表的スポーツであり、かつ世界的にみてもスキーの約3割を消費する大消費国である<sup>11)</sup>。しかし、反面事故も多く、訴訟などのトラブルも増えている<sup>2, 10)</sup>。スキースポーツのもつ本質的危険

(inherent risk) と用具の使用に関しては密接に関係し、用具の使い方によっては危険な状況も生じる。スポーツ用品等のメーカーは、PLP (Product Liability Prevention 製造物責任予防) とよばれる製造物責任法への対応策として、PS (Product Safety 製品安全) とPLD (Product Liability Defence 製造物責任防御) からなる対策を検討し、自社の製品に対する安全性、品質の向上、警告ラベルの表示、あるいは訴訟やクレームに対する防御の対策に苦慮している。

本来、PL法はメーカーの存続を脅かす目的ではなく、安心した製品の利用ができる社会、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としており、製品の安全性の向上、被害者救済の保証、国際的公平という大きなメリットもある。実際、スキー用品は輸入品の占める割合が高いが、同じ製品を使用している外国の被害者は賠償を受けることができ、わが国の被害者は受けられないということは公平ではない。

本研究では、スキーヤの事故とPL法との関連について、わが国における現状での問題点について概観し、アメリカ、カナダの事例をもとに検討するものである。

## 2. 製造物責任法の概略

従来、製品の欠陥が原因で消費者がけがをしたり財産的損害を受けた場合、メーカーなどに損害賠償を求めるためには主に民法第709条の不法行為責任で扱われ、被害者側にはメーカー側に過失があったことを証明することが求められた。これは被害者側が、メーカー側には製品が事故を起こすことを予見できたのにそれを放置したままで発売に至った、という不法行為の過失を立証しなければならず、消費者にとっては難題であった。この過失責任主義の考え方から、PL法では製品の欠陥が原因で消費者が被害に遭った場合、メーカーは過失がなくても損害賠償責任を負うものとする

無過失責任の考え方に代わった。製品の責任要件を「過失」から「欠陥」に改め、被害者を救済しやすくするというものである。

製造物責任法でいう製造物とは、製造または加工された動産であり、製造、輸入、加工、表示販売業者が賠償責任の主体である。欠陥とは、製造物の表示などを含み、通常予見される使用形態、および引き渡し時期に製品について安全性を備えていないものである。損害賠償の制限期間として、被害者が賠償義務者を知ったときから3年、製品流通時から10年を経過したものについては時効としている。具体的な立証責任は、損害があったこと、製品の欠陥、損害と欠陥の因果関係の三項目である。

欠陥の判定の基準には、①製品が消費者の通常期待する安全性を欠く場合をいう「消費者期待基準」と②製品が製造者の設定した品質や政府等が定める製品基準から逸脱した場合をいう「標準逸脱基準」、③製品のもつ効用と危険を比べ、なお危険が効用を上回る場合をいう「危険効用基準」がある<sup>6, 9)</sup>。従来は②の「標準逸脱基準」の考え方が一般的であったが、PL法においては①の「消費者期待基準」の考え方が中心となってくる。③の「危険効用基準」は副作用などの危険を消費者に警告することが重要となる<sup>6)</sup>。

製造物責任法は、製造物の欠陥によって生じる責任のあり方を基本的に改めるものであることから、施行に当たっては、欠陥の存在、欠陥と損害との因果関係等について、被害者の立証負担の軽減を図るため公平かつ中立的な検査機関等の検査整備、被害の迅速かつ簡便な救済を図る裁判外の紛争処理体制の整備などの附帯決議を衆参両院で行い、適切な措置を講ずるべきとしている。実際、スポーツ用品の販売に関しては消費者の苦情を聞き、メーカーとの間に立ち紛争処理にあたる裁判外紛争処理機関の設置がすすめられ、また製品安全協会のSGマークを表示する対応や、PL保険

に加入するなどの対応がなされている。

### 3. わが国における製造物等が関わるスキーヤーの事故被害事例

スキー中に発生する事故の原因と傷害は多種多様である。全国スキー安全対策協議会による調査<sup>7)</sup>では、スキーヤーの傷害の原因として自分で転倒75%、スキーヤー同士の衝突17%、障害物と衝突3%、スノーボードとの衝突1%、その他4%を挙げているが、用具が原因で傷害に至ったものについての実数は把握していない。しかし、用具が関与するスキーヤーの傷害は、転倒したスキーヤーが後続のスキーヤーに衝突されエッジで頸動脈を切り死亡する事故(1993年1月福島県)<sup>7)</sup>や、リフト降車の際にリュックが搬器に引っかかり脱索し、他の乗客が負傷(1994年2月福井県)<sup>8)</sup>する事故など、重大な結果のものから軽微な傷害に至るまで毎年全国で頻発しているものと推察される。

#### 3.1 国民生活センターの危害情報

国民生活センター<sup>12)</sup>によると、1991年から1994年10月末までに全国の消費者センターと協力病院から、スキー用品に関する危害情報が530件寄せられている。その中でのがの内訳は、擦過傷・挫傷・打撲傷32%、骨折23%、脱臼・捻挫23%、筋・腱・血管の損傷17%、刺傷・切傷4%、その他のけが1%である。この他にけがをしなかったもののその危険性があったものとして69件の危害情報がある。

これらの危害情報の中で国民生活センターがスキー用具の危険性を公開したものとして、つぎの4つの事例をあげている。

①スキー帽の流れ止め；滑走中に転倒した際、帽子の流れ止めが後頭部に刺さり傷害を負った例で、金属製クリップの四方が鋭角になっていた危険性を指摘 ②ビンディング；滑走中に転倒した際、無理な姿勢になったにも関わらずビンディン

グが外れなかったため左足を骨折した例で、ビンディングの調整の危険性を指摘 ③サングラス；女性スキーヤーが滑走中に転倒した際、サングラスのフレームの鼻パッド部分が転倒の衝撃で眉間に刺さり、眉間が縦1 cm のハの字型に切れ、数針縫合する傷害を負った例で、鼻パッド部の高く突き出たデザインの危険性を指摘 ④スキー靴；滑走中に転倒した際、右スキー靴が足首から割れてバラバラになり捻挫した例で、スキー靴の劣化の危険性を指摘。

①のスキー帽の流れ止め（図1）については、

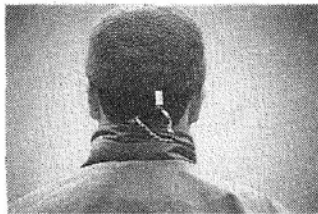


図1 スキー帽の流れ止め

輸入品を含め多数種類が販売されているが、スキーは転倒しやすいという特性を考え、転倒して頭部に接触したとしても傷害を与えないよう鋭角部分を緩やかにするなどデザインの改善等がメーカーに求められる。また身近に使用する小物やウェアのファスナーなどについても同様の配慮が求められる ②のビンディングについては後節で詳しく述べる ③のサングラスに関してはスキーを行う際ほぼ同じ態様、目的で使用されるゴーグルにはレンズ面の耐衝撃性や人体に障害を与える恐れがある鋭角や凹凸などが無いことといった、質や構造などについて JIS 規格で厳しく安全基準を設けているのに対し、スキーサングラスについての安全基準はまったくなく、野放しということは問題があると国民生活センターは指摘している<sup>10</sup>。

しかしながら、厳しい基準を設けたとしても場合によっては傷害が発生することがあり、基準は傷害を防止するものではないことをスキーヤーおよびメーカーは理解する必要があるだろう。図2

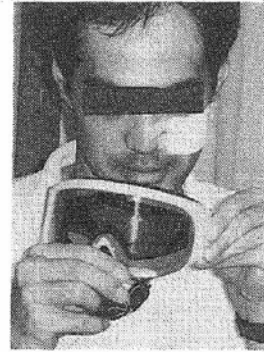


図2 転倒して割れたゴーグルのレンズで顔面を負傷したスキーヤー

約3 cm 切ったスキーヤーの例を示した。

④のスキー靴の劣化により割れる事故（図3）については、スキー靴や登山靴の使用中に割れるという被害が冬山の低温状態で発生すれば重大な事故となる可能性が高い。国民生活センターでは、事故を重視し一般消費者に警告を与えるとともに東京都生活文化局において、プラスチック製スキー靴の安全性に関する調査<sup>20</sup>を行った。

調査では破損事故を起こした靴の大部分が1986年以前に製造されたエステル系ポリウレタン製で、ポリウレタンが水分を吸って化学変化を起こすこと、現在市販されているエステル系ポリウレタン製スキー靴は、加水分解の影響を生じにくくなっていることが確認されたが、長期間使用すると加水分解等による劣化は避けられないこと等が明らかになり、1994年12月に調査結果を発表した。通産省や日本スポーツ用品輸入協会など業界団体に対しては、破損事故の未然防止措置と安全基準の強化、プラスチック性スキー靴等の素材および製造時期を消費者に分かりやすく表示することなど

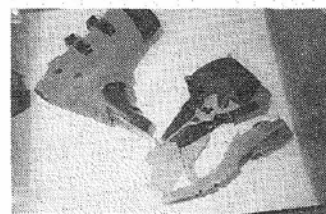


図3 割れたスキー靴と登山靴（国民生活センター所蔵）



について求めた。日本スポーツ用品輸入協会スキー靴部会では、スキー靴の警告ポスターの配布やスキー靴の取扱い説明書で「ブーツ本体や部材が経年変化し、5年程度で本体強度が低下する場合がありますので、その後のご使用にはご注意ください。（使用される素材によっては異なる場合があります）」として、使用前後の点検や保管方法について注意を喚起する策を取った。

また、国民生活センターは、危害情報としてスキーウェアの防水スプレーによる中毒の危険性についても取り上げている<sup>13,15)</sup>。防水スプレーによる中毒事件は、成分のフッ素樹脂成分が肺の深部に送り込まれた結果、呼吸困難等が現れる毒性作用で、1992年以降重度の中毒事故が多数発生し、日本中毒情報センターには、93年1月～3月に87件、'93年4月～'94年3月に144件（207名）の危害情報が寄せられ<sup>13)</sup>、1994年11月に死亡事故も報じられた<sup>21)</sup>。そして、厚生省は危険性の高い防水スプレーの商品名と対応先を公表し、防水スプレーを使用する際には必ず屋外で使用することを注意する一方、メーカーでは、回収、返金などの対策を講じた。なかには「危険性のある商品」として、いったん発売元から返品されたスプレーを一部製造元のメーカーが自社名のシールを張り直し再出荷をしたため、その商品を購入した3人が呼吸困難などの中毒になる事故が発生し<sup>20)</sup>、メーカーのモラルを失墜させる事件も起きた。防水スプレー事故では、製造時に成分の危険性が予測できなかったのか、危険表示が十分であったかなど、PL法施行に当たり多くの問題を提起し、問題を明確にしないまま製品化することは、製造業者の損失を予想以上に大きなものにする等を示した。

以上のような例をみると、スキーヤーの事故に関し、スキー関連の用品等の欠陥が関与する例が少なくないこと、スキーヤーの身近な製品の危険な一端が認識できる。

従来は、製造メーカーに過失はなかったと主張すれば大半の場合、責任を問われることはなかった。しかし、PL法施行後は、このような事故はこれまで以上に表面化し、厳しい責任が追究される。メーカーあるいは小売り販売店等には、より安全な製品を消費者に提供する責任が求められることになる。

### 3.2 スキー関連用品のリスクの洗い出し

より安全な製品をスキーヤーに提供するためには、スキーヤーの使用環境、使用方法から誤使用まで想定した製品を考えなければならない。そのため想定されるリスクを、過去に発生した事例を検討するなどして洗い出すことが必要になる。スキーヤーが使用する用具について考えると、スキー用途専用に製造されたものを使用する場合と、スキー以外の活動用に製造されたものをスキー活動に兼用して使用する場合とが考えられる。前者の場合、スキーの持つ本質的危険を含めスキーで滑走する以外の場面についても想定し、その安全性をも検討されなければならない。後者の場合、スキーを行う環境が寒冷地であること、滑りやすい雪の上での活動であること、転倒の可能性が高いことなどの危険についても考慮されるべきである。

スキーウェアを例に考えてみると、スキーウェア上着の腰部分を絞るためのひもが、環状または長すぎる状態（図4）であると、突起物等に引っかかる危険性がある。リフトに搭乗した際に搬器



図4 スキーウェア上着の腰部分を絞るひも  
(体側で絞る型と正面で絞る型)

の一部に引っかかる、あるいは自身のストックと絡んだりすることにより、降雪の際などにリフト脱索の危険が生じたりすることが考えられ甚大な被害も予想される。腰部を絞るひもは、表面に露出しないデザインにするなどの検討が必要であろう。

また、スキーウェアのフード（図5）では、滑



図5 スキーウェアのフード  
未使用時と使用時

走中にフードを使用すると視界を狭め、周囲の音を聞こえ難くし、側方から来るスキーヤー等との衝突の危険性を高めることが考えられる。スキーヤー同士の衝突事故の場合、衝突の原因は視界を狭めるフードのデザインであったとしてウェアメーカーが訴えられる可能性もあり得る。対策としては、滑走中のフードの使用は視界および聴力を制限することのあることを注意し、滑走に際しては使用しないような警告表示を施す、あるいはフードのないデザインに変更するなど、防寒用途とファッション性について危険効用基準を関連させて検討することが必要であろう。

スキー以外の活動用に製造されたウェアをスキーに使用する場合、表面を滑りやすい材質でコーティングしているジャンパー等では転倒して滑落の危険があるため、スキー滑降時には着用しない旨の注意が必要であろう。また、はっ水加工を施したスキーウェアでは、その効果が低下した場合について取扱い説明書に「表面のはっ水が使用により低下した場合は市販の防水剤をご使用下さい」という注意表示を付して販売しているものがあるが、

これは根本的には解決されていない防水スプレイの使用を勧める表現であり、防水スプレイによるスキーヤーの中毒の危険を助長しないために、たとえばクリーニング店等で防水加工を行うことを勧める内容に改めるなどの検討も必要であろう。

日常生活の使用では支障ないが、スキー活動時に使用すると危険があるものとしてピアスやイヤリングなどのアクセサリがある。ピアスは寒冷の環境下で装着していると、装着部付近の体温が著しく低下し、凍傷を起こしやすくなり注意が必要である。実際にピアスの販売に際し「サウナ等高温の場所やスキー場等極寒地では火傷、凍傷の原因となりますのでご使用をお止めください」という注意表示をして販売されているものもある。

警告（注意）表示は十分な安全対策を施してなお残った危険を知らせるものであって、構造上、製造上、技術上の欠陥そのものを補うものではなく、商品の十分な情報を提供し、消費者の責任で選択するもの<sup>6)</sup>であり、スキーヤーの意志による行為が介在して事故が発生する場合であっても、想定可能な行為で危険発生確率が高いと考えられる場合にはメーカーとして注意、警告を行うべきであろう。

#### 4. ビンディングの調整の責任

ビンディングは国民生活センターの危害情報<sup>15)</sup>としても取り上げられるなど、被害、苦情の数が多く、アメリカにおいては最もクレームの問題が多いスキー用具である。

わが国においてはビンディングの取り付け、調整作業が製造物責任法の「加工」に該当することから、この作業を行う販売店やレンタル店においてはPL法上の責任主体となり、取り付け、調整の欠陥から消費者が傷害を負った場合には損害賠償の責任を問われると考えられる。

##### 4.1 ISOの基準とアメリカにおける調整方法 本来スキーのビンディングは、スキー靴とスキー

を保持する一方、負荷が加わったときに解放される機能を備えている。スキーヤーが捻挫や骨折をする寸前に解放することが望ましい訳であり、解放の強度の調整については、従来 DIN (Deutsche Industrie-Norm ドイツ工業規格) により基準が示されていたが、1993年12月に ISO (International Organization for Standardization 国際標準化機構) においてアルペン用スキー・ビンディング・ブーツ (S-B-B) システムの組み立て、調整および検査についての規格「ISO 11088」が成立している。ISO の基準では、解放値の決定方法にはスキーヤーの体重を利用する (Weight method) と脛骨の太さを利用する方法 (Tibial width method) の2つの方法があり、一般的には Weight method が簡便なため広く利用されている。

Weight method による解放値の決定は、スキーヤーの体重、身長、スキー技能、スキーブーツ底の長さおよび年齢のデータから調整表 (スキーヤーの体重による解放値の選択) をもとに算出される。0.75から11.5の間で数値が大きいほど強い負荷がかかっても解放されないことを示しており、各メーカーのビンディングはその基準に適応させている。ビンディングの取り付け、調整に関しては、個々の客の体格等に適応した数値に調整することが、スキーヤーの傷害を防止するために重要であり、欧米をはじめ世界の共通認識となっている。

わが国においても、ISO の規格どおりに諸外国の調整作業と同様な調整を行うことが当然求められる。とくにこれは PL 法の免責事由第4条2項にある製造業者の指示に従ったことにより、傷害が発生した場合には賠償の責に任じないとする条項にも関連して、ISO の規格に従い調整を行うことにより、販売店、レンタル店の調整者は責任を免れることになり重要である。

アメリカでは、1970年代と1980年代なかばに製造物責任危機という状況もあり、スキーヤーが転倒して傷害を負った事故で、ビンディングの調整

が不十分であったとして販売店やレンタル業者に対して多額の損害賠償が求められる訴訟事件が多発した<sup>1, 4)</sup>。

たとえば、レンタルスキーで滑走中に転倒して膝を負傷した事故では、スキー場のレンタル部門の従業員が不適当にビンディングを調整したために、転倒した際にビンディングが解放されなくてけがをしたとして、負傷したスキーヤーがスキー場会社に37万ドルの損害賠償を求める訴えを起こしたのに対し、被告のスキー場側はビンディングは正しく調整しており、もし不適当に調整されていたとしても膝のけがを防ぐビンディングはなく、原告自身に相当の過失があったと反論、結局判決ではスキー場会社側に過失があったことを認める一方、原告のスキーヤー本人にも40パーセントの過失があったとして、会社側に22万ドルの損害賠償の支払いを命じた。(Cables v. Zemel Brothers Inc., # 143561, October, 1981. New Haven CT.)

また、大学のスキー授業に大学側が貸し出したスキーを使用して、受講した女性が転倒してビンディングが外れなくて脚を負傷した事件では、女性が大学側に対し17,500ドルの損害賠償を求め、裁判所はビンディングの調整を怠ったことが事故の最大の原因だとして、大学の過失を75%、本人の過失を25%とし、14,700ドル余の賠償を大学に命じた (Meese v. Brigham Young University, 639 P.2d 720 Utah, 1981)。

このようなビンディングの調整に関わるトラブルや訴訟が頻発したことから、スキーの販売や貸出の方法について、いかに販売店およびレンタル店の責任が回避されつつ、スキーヤーの安全を確保できるかという方向から改善が度重ねられた。

現在、スキーヤーがスキーを購入、あるいは借りる場合、書類にスキーヤーの必要事項 (体重、身長、技能レベル、スキー靴底の長さ、年齢等) を記入し、スキー靴およびスキーを装着させて



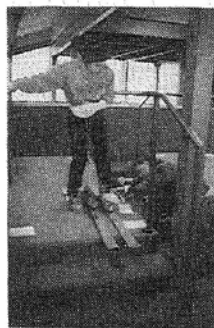


図6 アメリカのレンタルスキーの  
ビンディング調整の様子

(図6), 係員が調整表を確認し, スキーヤーに実際にビンディングがそのとおり調整されているかを確認させて, その書類に解放値の数値の記入, 係員とスキーヤー双方のサインが記されるというシステムがとられている<sup>18)</sup>. このようにすることで, スキー販売店やレンタル店は, 正確に調整を行ったということの証拠が残されることになる. そのため, たとえビンディングが解放しなくて傷害を負ったスキーヤーから販売店等に訴えがなされたとしても, 調整に関しての責任からは回避されるように考えられている. また, その書類には免責同意書が付されており, スキーの本質的危険やビンディングの性能の限界が掲載されており, 転倒等して傷害を負っても, 業者には責任がないことが明記され, 免責対策がとられている.

スキーヤーに対しては, ビンディングの操作と機能の限界に関して基本的なことが示され, 事故の責任の範囲が明確にされている. これらの書類は, それぞれの店によって書式は異なり, 売上伝票と兼ねたものなどもある. 一般に2枚の複写式となっており, 一枚がスキーヤー用, 残りが店用で, 店用の書類は法定期間の保管が義務付けられている.

#### 4.2 わが国におけるビンディングの調整方法

日本国内において'94/'95シーズンまでは, 解放値等の調整はスキーヤー個人の責任で調整する

ことが求められていた状況である. スキー販売店, レンタル店においては, スキーヤーの体重等のデータに合わせてビンディングを厳密に調整して販売, 貸し出すというシステムは一般に行われていなかった<sup>18)</sup>. しかし, PL法の施行に伴い, '95/'96シーズンより, 日本スポーツ用品輸入協会のビンディング部会では, 取り付け時に「ワークショップチケット」を導入して作業確認を行うとともに, ISO 11088に準拠するS-B-B認定整備技術者を選定・登録する制度を始めた.

「ワークショップチケット」への記入事項は, ビンディング購入者の①氏名, 住所②身長, 体重, 年齢, スキーブーツ底の長さ等③取り付け製品のモデル名④解放強度初期算出値, 最終設定値(左右/トゥ・ヒール)⑤作業員, 認定整備技術者の署名, 日付⑥同意書に同意したことの署名, 日付等がある.

裏面に同意書が印刷されており, その記載事項は6項目で, 製品に関する理解, 自身の体格等のデータと設定された解放強度の目盛りが一致していること, スキーは危険なスポーツであり製品の使用には危険が伴うこと, ビンディングはあらゆる状況下で解放するものではなく, 使用者の安全を保証するものではないこと, 傷害が発生した場合, 販売店等の責任は問わないこと, などの事項が記載されている.

#### 4.3 ビンディングによる事故でスキーヤーの訴えが退けられた裁判例

アメリカにおけるスキービンディングに関連する判例は, 前述のごとく多くの判例があるが, PL法に関連してメーカーおよびレンタル店の責任を求めたのに対し, スキーヤーの訴えが退けられた例についてみる.

1) 原告パーソンズ対被告サロモン・ノース・アメリカ株式会社(1990年1月18日カリフォルニア州訴訟裁判所判決)(Persons v. Salomon North America, Inc. 217 Cal. App. 3rd 168 ;

265 Cal. Rptr. 773 Jan. 1990.) 1981年1月、原告の女性が、マンモス・マウンテンスキー場のスキーレンタル店のコーニス (Cornice) 社でサロモン社製444ビンディングが付いた180 cmのスキーを借りた。彼女はそのスキーに持参した自分愛用のフォーミュラ (Formula) スキー靴を装着し、レンタル店は彼女の身長、体重、スキー技能をもとにビンディングを調整した。そして彼女はスキー場を滑走中に転倒した際、ビンディングが外れず膝を負傷した。6カ月間ギブスを装着しリハビリと手術を重ねたが、彼女の左足は60%しか機能回復しなかった。

原告の女性側の専門家は、サロモン社製造の444ビンディングは未処理の熱可塑性のスキー靴 (untreated thermoplastic ski boots) と併用するとうまく解放しないため、そのビンディングは設計上欠陥があるとし、そのことをスキー購入者やレンタルを借りる者に十分に伝えていなかったと主張した。これに対し、被告側の専門家はサロモン社製444ビンディングは欠陥製品ではなく、原告が使用したブーツこそ未処理で標準的ブーツでなく欠陥品だと反論した。被告のサロモン社は事前にレンタル店のコーニス社に未処理のスキーブーツとの併用には問題があること、それに熱可塑性のスキーブーツの見分け方を伝達指導していた事実を提示した。また、サロモン社側は、末端の消費者 (スキーユーザ) に警告することはあまり効果的ではなく、実際現場でビンディングの調整に携わっているスキーショップの技師に、商品の必要な情報を伝える方がかえって効果的で適切な判断であったと主張した。陪審員は被告の主張を支持し、製造会社は末端のサプライヤーに警告の義務を肩替わりさせることを認める判決を下し、原告の損害賠償の請求を棄却した。

(この判決の前に、原告はレンタル店のコーニス社と、原告がスキーブーツを購入した店のユナイテッド・マーチャンダイズ社と和解をしている)

この判例では、消費者に警告を与えることに関して販売店等の責任の大きいことが示された。消費者には知識の不十分な顧客が多く、用具の安全性、選択に関しては販売業者が担うことが効果的との判断であり、消費者に対して十分な説明がなされていないために被害が発生した場合、販売業者等にいわゆる注意・警告上の欠陥を問われることを示している。またメーカーから販売業者等に対する指示が的確であれば、メーカーの責任は回避されることを示した。なお、現在ではスキー靴に関してはISOまたはDIN規格に適応したものを使用するように明言されている。

2) 原告トーマス・マーフィー対被告チェスナット・マウンテン・ロッジ株式会社 (1984年5月25日イリノイ州フック郡巡回裁判所判決) (Thomas MURPHY, Plaintiff-Appellant v. chestnut mountain lodge, inc., an Illinois corporation, Defendant-Appellee. Illinois Appellate Court. No. 83-1298. May 25, 1984. Appeal from the Circuit Court of Cook Country. Wexler, J. Affirmed.)

原告は1975年冬、チェスナット・マウンテン・ロッジ社でレンタルスキーとスキー靴を借りた。原告がスキーは初めてであると告げたが、ビンディングの調整に関する指導はなかった。原告はスキーを借りて三日目に中級者コースを滑走中転倒して骨折をした。原告は、事故はビンディングが解放されなかったために起こったとしてスキーをレンタルしたチェスナット・マウンテン・ロッジ社を訴えた。裁判では被告の会社の過失責任が問われ、厳格責任法理の適応により原告の訴えが認められた。しかし、被告は審理に不手際があったとして再審を要求。それが認められ再審では、被告側が

①初心者には初心者コースしか勧めないこと②スキーのビンディングは転倒のたびに解放されるとは限らないと警告されていること③もしスキーの調整が合っていないと感じたときは、レンタル

店にスキーを返却することを促していること ④すべてのビンディングはメーカーの基準に沿う形で十分な調整がなされていること ⑤スキーパトロールの証言として事故後、スキー、ビンディングに不備がなかったこと、を提示した。

そのため再審理では、ビンディングに摩擦防止の装置が取り付けであったか、その有無や装置の性能と原告の事故との因果関係が問題になった。事故が起こった1970年代中頃は、スキー産業界が様々な摩擦防止装置を開発していた時期で、十分機能し、実用的な装置は当時は市場にはまだあまり出回っておらず、安全基準に照らし合わせても、ビンディングの摩擦防止装置の有無が事故の要因とは断定できなく、被告にそのことによる厳格責任は問えないとする被告側の専門家の証言が認められ、原告の訴えは退けられた。

この判例では、レンタルスキーに関して客へ安全についての情報を与えたことを認めたとうえで、ビンディングの機能の摩擦防止装置の性能について争点となった。開発当時の技術では事故は妨げなかったとする、いわゆる開発危険の抗弁が認められる結果となった。現在では摩擦防止機能が正常に機能するよう実際に客にスキーとスキー靴を装着させて、トゥプレートとスキー靴とのすき間の確認に0.5 mm のカードを挿入し、客に確認させるようにしている。(図7)

## 5. 事故現場におけるビンディングの記録

アメリカのスキー場において、事故が発生した



(靴の下に0.5 mm のカードを挿入し客に見せる)

図7 摩擦防止機能確認の作業

場合には、傷害を負ったスキーヤーの救急処置を行うスキーパトロールは、負傷したスキーヤーのビンディングの解放値を現場でチェックし、事故報告書に記入するシステムが整えられてきている<sup>18)</sup>。これは、事故現場で即時に行われるもので、事故の状況や目撃者の証言をはじめビンディングが解放されたか否か、解放値の数値(左、右、トゥ・ヒール)まで記入されるようになっている。事故直後に解放値を確認されることから重要な証拠となる訳である。場合によっては事故の責任がスキーヤー個人によるものか、誤ったビンディングの設定によるものかの判断の証拠ともなる。

転倒事故に限らず、スキーヤー同士の衝突事故の場合であっても、ビンディングが正常に解放されないことにより膝等の傷害が発生した場合には、衝突した相手スキーヤーだけの責任ではなく、ビンディングを調整した者の責任が問われ得ることが考えられる<sup>19)</sup>。

負傷したスキーヤーのビンディング解放値の記録を取ることは、事故直後でなければ信頼性に問題があり可能な限り事故現場で確認することが重要である。このような事故報告書に解放値の値を公正に詳しく記入するシステムをわが国のスキー場においても今後導入することが必要であると思われる。

## 6. 同意書

同意書に関しては、PL 法施行後の '95/'96 シーズンより、スキー販売時点で消費者の署名を求めている「ワークショップチケット」での同意事項について、法的な根拠がなく民法90条の公序良俗に反するものではないかとの論議を呼んでいる。

アメリカおよびカナダにおいては、訴訟トラブルを避けるためスポーツをするに際して、「このスポーツをするに当たり、事故についての損害賠償を一切請求しない」という旨の waivers (権利放棄の証書) や releases (同意書) を参加者に書

かせて、スポーツ事故から起こるトラブルを回避することを目的に利用するケースが多くみられる。

法的責任を追求されることを抑止する手段として、同意書を利用することが増えてきたことは危険の引受 (Assumption of risk) の法理の適用範囲が狭くなったこと、あるいは危険の引受の法理を廃止して加害者の過失の度合いに応じて各自の不法行為責任を相対的に認定するという「比較過失の法理」を適用する州や裁判所が増えたこと<sup>29)</sup>による。事前に当事者にその活動が本質的危険をはらんでおり、けがをすることも有り得ること、法的責任は免除されることを了解させ、成文契約書に署名させる形をとり、権利放棄を立証させる必要があるために同意書が利用される。同意書の有効性はこれまで法廷において繰り返し却下されてきた<sup>4)</sup>が、免責同意書を提出することによって、損害賠償責任を否定された事例および認められた事例もある<sup>29)</sup>。ロバート・ケネディ<sup>8)</sup>は最近のカナダのブリティッシュ・コロンビア州の判例において、法的機関によって規定された条項に従って正確に作成された同意書は過失に基づくクレームに対して、劇的かつ迅速な抗弁となりうることを証明されているとして、つぎのような判例を示して報告している。

#### ノールズ対ウィスラーマウンテンスキー場事件判決 (1991年判決) の例

レンタルスキーを履いた初心者女性が滑走中転倒し負傷した事故で、彼女はビンディングが解放されなかったために起こったとして、そのビンディングの設計、製造、取り付け、管理、調整に欠陥があったと訴えた。事故後のスキー場側独自の点検では、ビンディングはメーカーが提示したパラメータの範囲内で十分に機能した。しかし、原告は機械工学の専門家の見解として、メーカーのパラメータに関しては、レンタルスキー部門の運営者によって任されている部分があると反論。スキー場側はこの審理で勝訴に強い自信があった

が、この新たに提出された見解により正式審理を行えば費用がかさみ長期化することが予想された。そのことを回避するために被告は、レンタルスキーを貸し出す際原告が署名した同意書に関する略式審理を要求した。原告は被告の同意書をもとにした抗弁に対し、同意書は不合理で公序良俗 (public policy) に反すると主張したが、それについて裁判所は以下の判決を下した。

原告が同意書に署名した状況は、注意深い者だけが読むようなレンタカーや、他の標準的契約同意書を含んだ書類をせき立てられて作成した状況とは大きく異なっており、その状況下で脅迫や強制、または経済的、心理的必要性からや、契約書の内容を理解できないことから生ずる不利な点があったかどうかを立証する証拠はどこにもない。このことは消費者の契約書の正当性が問われたとき、一般に引用される点であるとして、裁判所は、同意書はレンタルスキー貸し出しに関する過失責任から被告は免除するものであると結論を下した。審理は、一日足らずで終え、証人からの口頭陳述もなく、スキービンディングに関する専門家に払う経費を節約できた。原告の訴えは退けられ、被告に訴訟費用が求められた。

このような同意書が活用され、効果があった最近のスキーヤーが負傷した事故の判例として、この他にスキーレースに参加する際の同意書、シーズンを通してのリフト券を申し込む際の同意書による判例3例を紹介し、同意書の有効性について述べている。

また、ロバート・ケネディは、その報告書の中で同意書は来るべき日に被告が契約上の責任免除の抗弁をするために利用できる証拠を生み出す包括的目標をもって企画されなければならないとして、効果的な同意書活用プログラムの条件として、つぎのような条件を示している。

①可能な限り前もって同意書に署名するための条件を提示し、強制的に署名されたと主張される

ことを避ける ②同意書の構成、内容に最大限の注意をはらい、法的性質を明瞭な言葉で述べ同意書の見出しは目立つようにする ③スキーには本質的危険が伴う旨の説明文を含める ④同意書を受け取った者から書類を受け取ったときは、とっさでうかつに書類の最後の行に即座に署名してしまった、という主張に対抗するため、同意書の氏名、住所、電話番号、年齢等を見出しの近くに記入するスペースを設ける。免責するという条項の欄の隣には同意書のイニシャルを記入させるのが望ましい。⑤同意書は証人の前で署名させ、証人は将来法廷で証拠を提出する可能性を考慮して責任感のある大人が望ましい ⑥同意書の最後のページしか見なかったという主張をさせないために、同意書はできるだけ1ページにするのが望ましい。もし同意書が複数のページにまたがる場合は、おのおののページに同意書の署名と証人の署名を求める必要がある。これらの事項を含め14項目の留意点を紹介している。

わが国においては、免責同意書を書く機会、習慣がほとんどなかったことからか、記入に当たっては抵抗感や疑問を持つ消費者もいる。とくに製品自体、あるいは取り付け・調整に欠陥があった場合においても事故の責任は、スキーヤーが負うものと誤解する消費者もいる点については、同意書の表現を改善する必要があるだろう。また、ビンディングが装着されていない、あるいはセッティングがなされていない時点で、係員が客に同意書の記入を求めたりする場面を見受けることがあるが、これはまったく意味のないことであり、販売業者等の指導を徹底する必要がある。販売時にスキーヤーに対して十分に説明を行い、あらゆる転倒でビンディングが解放するとは限らないというビンディングの性能の限界やスキーの本質的危険を告知することは、スキーヤーに対する教育の場面として有意義でもある。

わが国におけるPL法の解釈は今後の判例によ

り示されることを待つこととなるが、裁判制度等が異なるものの、アメリカ、カナダにおいては正しい手続きを踏み、作成された同意書は法的にも効果的であるとの判断がなされていることは注目される。ビンディングの解放値に関する記録と同意書の活用は、メーカーおよび販売店等組織全体のリスクマネジメント・プログラムを検討し考慮していくことが必要である。

## 7. まとめ

1995年7月1日より、わが国において製造物責任(PL)法が施行された。この法律は、製品の欠陥が原因で傷害等が発生した場合、被害者の救済、および国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものである。

スキーヤーの滑走中に発生する事故は、スキースポーツの本質的危険とも関わり、不可避的な面があり本人の過失が関わる割合が大きくなることが考えられる。しかし、用具の欠陥が関係する事故に関しては、製造物責任の問題として把握できる。スキーヤーの事故に関してはスキー、ビンディングをはじめスキー靴、スキーウェア、サングラス、アクセサリ、リフト、防水スプレーなどPL法と関わる可能性がある事例が多く含まれる。

メーカーとしてはスキー用、あるいはスキー用途以外に製造された用具のスキー活動時の利用も含めて、極力安全な用具の提供に努める必要がある。そのために使用環境や使用方法等を想定したリスクの洗い出しを検討することが必要である。たとえば、スキーウェアのフードは滑走時の着用に関し、警告表示やデザインの改善が検討されるべきであろう。製品販売時に消費者スキーヤーに対し、安全に関する十分な情報提供や説明表示がなされない場合、注意・警告上の欠陥を問われることも考えられ、製造メーカーだけではなく、販売店やレンタル店等においても直接影響を受ける問題となる。



ビンディングに関しては、とくに取り付け・調整の作業がPL法にいう「加工」に該当すると考えられることから、ISO で示された S-B-B システムの規格どおりに行うことがスキーヤーへの安全な用具を提供することにつながる。作業確認書としての「ワークショップチケット」は、調整等の精度を高めると同時に正確に調整作業を行ったことを示す証拠となる記録であり、スキーヤーからの事故の責任に関する訴えに対して責任を回避するために有効である。さらに、ビンディングの性能の限界、スキーの本質的危険を告知することは、スキーヤーに対するスキースポーツの危険を教える場面でもあり、メーカーの責任範囲を示すとともにスキーヤーへの教育機会としての重要性もある。

同意書に関しては、決して訴訟の危険から販売店等を保証するものではないが、アメリカ、カナダにおいては正しい手続きを踏み、作成された同意書は法的にも効果があるとの判断がなされている。法制度が異なるとはいえ、わが国においても事故の訴訟に備えて記録の保存と正当な手続きによる同意書の活用について検討する必要がある。メーカーおよび販売店等の組織の全体的リスクマネジメントのプログラムを検討する際に考慮すべきである。

#### 文 献

- 1) Baley, J. A., Matthews, D. L.; Law and Liability in Athletics, *Physical Education, and Recreation*, Allyn and Bacon, Inc., Boston, 68-177 (1984)
- 2) 坂東克彦; スキー事故の記録, '94全国スキー場総覧資料編, 学習研究社, IV, 13-43 (1994)
- 3) 坂東克彦; スキーリフト賠償責任保険該事故報告書, 新潟地方索道協会, 68-149 (1995)
- 4) Bond, Marc; The Sport of Skiing and The American Legal System, National Ski Patrol System, Inc., Colorado, 20 (1993)
- 5) 福井新聞; 大野六呂師スキー場, 2月14日付, 福井新聞社, 福井 (1994)
- 6) 濱本哲治; PL法に強くなる, 日経アントロポス, 日経ホーム出版社, 7, 44-49 (1995)
- 7) 伊藤 堯, 佐藤孝司; 体育・スポーツ事故判例の研究, 道和書院, 365 (1995)
- 8) Kennedy, Robert B., Alexander, Holburn, Beaudin, Lang; Contractual Exclusion of Liability as a Defense to Negligence Claims, Prepared for Canadian Universities Reciprocal Insurance Exchange, Vancouver, 16 (1993)
- 9) 小林秀之; 新版製造物責任法, 中央経済社, 292 (1995)
- 10) 小林秀之; 製造物責任法, 新世社, 5-7, (1995)
- 11) 小池憲治; ヨーロッパのスキー産業について, 国際スキー科学技術研究会第6回大会発表サマリー, 5-9 (1993)
- 12) 国民生活センター相談・危害情報部, 暮らしの危険, No. 182, スキー用品, 国民生活センター, 4 (1994)
- 13) 国民生活センター相談・危害情報部, 暮らしの危険, No. 184, 防水スプレーによる中毒, 国民生活センター, 4 (1994)
- 14) 国民生活センターこれが危害・危険の原因です, 月刊国民生活, 95 (2), 104-106 (1995)
- 15) 国民生活センター, 消費生活年報, 251 (1995)
- 16) 小西一生; PL対策のすべて, 中経出版, 26-46 (1994)
- 17) 水沢利栄; 最近のスキー事故訴訟事例, 日本スキー学会誌, 1 (1), 59-70 (1991)
- 18) 水沢利栄; スキー事故のリスクマネジメントービンディングの解放値の記録について, 日本スキー学会誌, 4 (1), 123-134 (1994)
- 19) 水沢利栄; スキーヤーどうしの衝突事故とPL法, みんなのスポーツ, 日本体育社, 6, 18-19 (1995)
- 20) 日本弁護士連合会, 日本弁護士連合会会員名簿 (1995)
- 21) 日本経済新聞, 防水スプレー初の中毒死, 11月23日付, 日本経済新聞社, 東京 (1994)
- 22) Nygaard, G., Boone, T. H.; Coaches Guide to Sport Law, Human Kinetics Publishers, Inc., Illinois, 45-50 (1985)
- 23) 及川 伸; スポーツ事故と「危険引受の法理」, 日本スポーツ法学会年報第2号, 181-190 (1995)
- 24) 岡本佳世, 小関知彦, 平野 晋, 藤井英夫, 松島成多, 松田好信; 企業のPL対策, 商事法務研究会, 7-12 (1995)
- 25) 岡崎新太郎; 全米PL制度徹底追跡, 化学工業日

- 報社, 75-317 (1994)
- 26) 坂本樹徳, 永芳 稔, 樋口 湧; PL製造物責任対策マニュアル, PL研究所編, PHP 研究所, 24-30 (1995)
- 27) 産業経済新聞, スキーのエッジでけい動脈切り死亡, 2月1日付, 産業経済新聞社, 東京 (1993)
- 28) 産業経済新聞, 事故で返品防水スプレー, 12月17日付, 産業経済新聞社, 東京 (1994)
- 29) 鈴木モモ子; アメリカのスポーツ事故判例における WAIVER FORM について, 日本スポーツ法学会年報第2号, 157-168 (1995)
- 30) 体育・スポーツ事故研究会, 体育・スポーツ事故責任安全対策質疑応答集, ぎょうせい, 3424-3426 (1980)
- 31) 寺澤 有, 山下雄爾郎; PL 法事始, 三一書房, 133-138 (1995)
- 32) 東京都生活文化局消費者部, プラスチック製スキー靴等の安全性に関する調査, 東京都生活文化局消費者部計画調整室商品安全係, 85 (1994)
- 33) 浦川道太郎; スポーツと民法, 法律時報, 65 (5), 52-55 (1993)
- 34) 山口正久; 入門PL法, 日科技連出版社, 262 (1994)
- 35) Yasser, Raymond L.; TORTS AND SPORTS, Quorum Books, Westport, 65-73 (1985)
- 36) 余暇開発センター, レジャー白書 '95, 116 (1995)
- 37) 全国スキー安全対策協議会, 平成6年度スキー傷害報告書, 44 (1995)